

令和元年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催について

1. 背景・目的

気候変動枠組条約（UNFCCC）第4条・第12条及び関連する締約国会議決議により、附属書I国は、自国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、毎年4月15日までに条約事務局に提出することとされている。

附属書I国が提出したインベントリは、条約事務局が編成する専門家審査チーム（Expert Review Team: ERT）により、温室効果ガス排出・吸収量が IPCC ガイドラインに基づいて適切に算定されているか等について審査を受けることとなる。また、カンクン合意に基づく2020年排出削減目標の達成に向けては、2年に一度提出する隔年報告書（Biennial Report: BR）に対する審査プロセスにおいて、目標達成に向けた排出・吸収量のトレンド及び各対策・施策の進捗状況等の評価が実施されている。

我が国のインベントリは、地球温暖化に対する国内の政策・措置を検討する際の基盤となる極めて重要な情報であることから、最新の科学的知見や UNFCCC の下でのインベントリ審査における ERT からの改善勧告等を踏まえ、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量を算定する必要がある。加えて、カンクン合意の下での2020年排出削減目標（2005年度比-3.8%以上）、ならびにパリ協定の下での2030年排出削減目標（2013年度比-26.0%（2005年度比-25.4%））の達成に向け、国内の政策・措置による排出削減効果をインベントリに適切に反映していく必要がある。

上記を踏まえ、2020年4月に提出予定のインベントリ（1990～2018年度の温室効果ガス排出・吸収量）の作成に向け、UNFCCC インベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19）及び2006年 IPCC ガイドラインに基づく算定方法の改善・精緻化、審査において指摘を受けた課題への対応、対策・施策による削減効果や進捗状況を反映した算定方法の設定等を検討するため、温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2. 検討事項

- 2020年提出インベントリ（1990～2018年度の温室効果ガス排出・吸収量）における算定方法、活動量及び排出係数等の新規設定及び従来からの改善
- 2006年 IPCC ガイドラインの2019年改良版¹の適用に向けた予備的検討
- 各分野における排出源別のトレンド及び対策・施策等に関する情報整理
- その他

¹ 2019 Refinement to the 2006 IPCC guidelines on National Greenhouse Gas Inventories

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリワーキンググループ (WG) 及び分野別の課題を検討する7つの分科会 (エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、HFC等4ガス分科会、農業分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会、NMVOC分科会) において検討を行う。

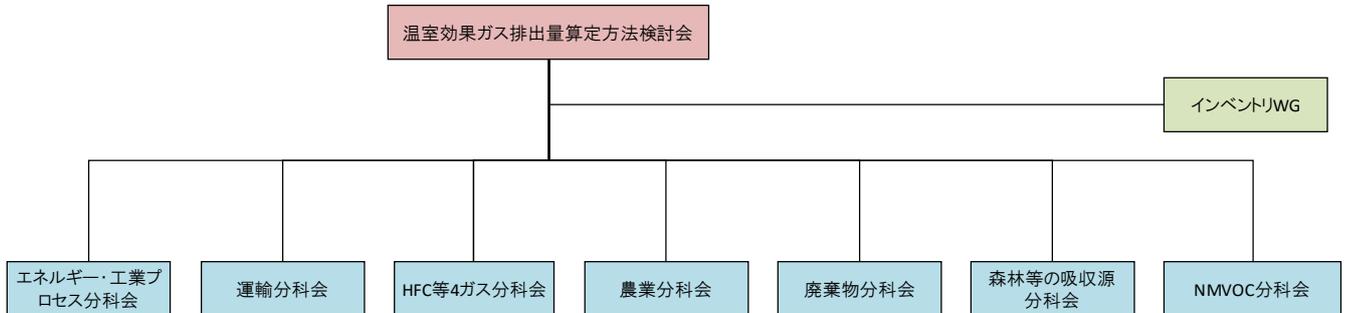


図 1 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制

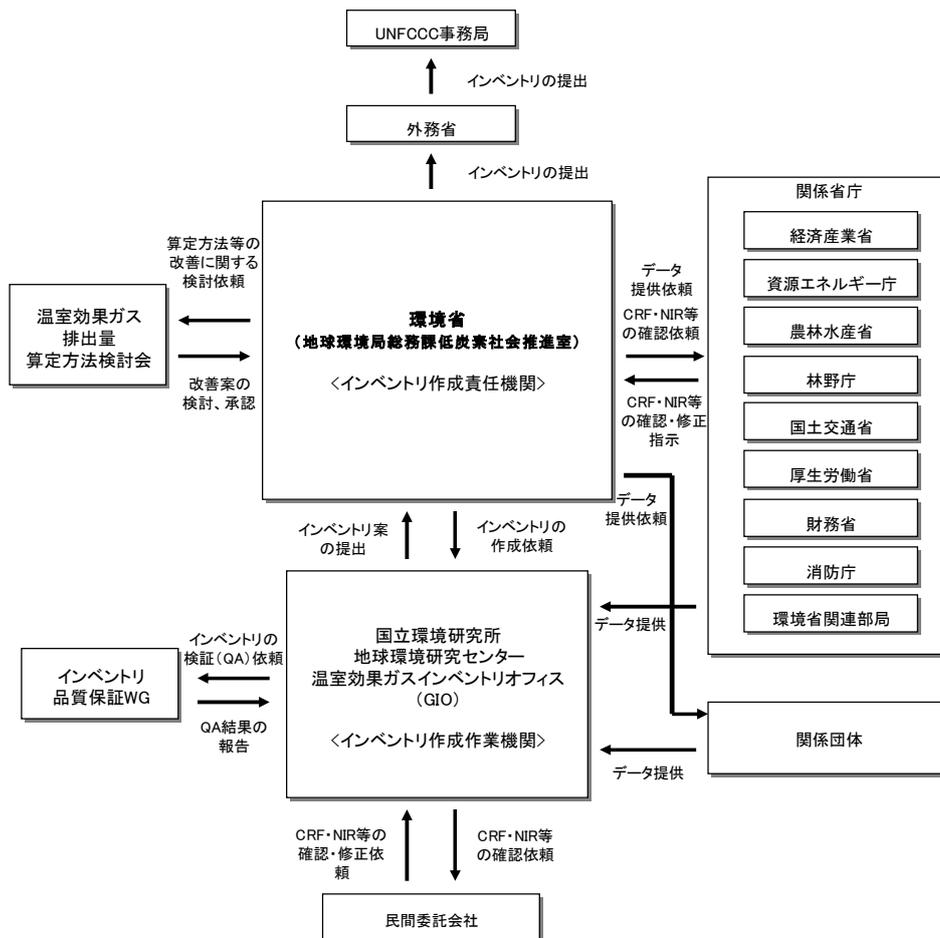


図 2 我が国のインベントリ作成体制

4. 検討スケジュール（案）

令和元年度における温室効果ガス排出量算定方法検討会及びインベントリ作成等に関するスケジュールは表 1 のとおり。

令和 2 年 1 月 31 日に開催する温室効果ガス排出量算定方法検討会（親検討会）までに各分科会を開催し、2020 年 4 月に提出予定の 2020 年提出インベントリ（1990～2018 年度の温室効果ガス排出・吸収量（確報値））に反映する算定方法の検討を行う。

表 1 令和元年度温室効果ガス排出量算定方法検討会及びインベントリ作成等に関するスケジュール

時期	活動	主な内容
2019 年 10～12 月	各分科会（第 1 回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 今年度の検討方針の確認 ✓ 2020 年提出インベントリに反映する算定方法の検討
11 月 29 日	2018 年度排出量（速報値）の算定・公表	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2018 年度排出量（速報値）の算定 ✓ 2018 年度排出量（速報値）の公表
2019 年 12 月～ 2020 年 1 月	各分科会（第 2 回）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 積み残し課題の検討 ✓ 2020 年提出インベントリに反映する算定方法の検討
1 月 31 日	温室効果ガス排出量算定方法検討会（親検討会）の開催	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2020 年提出インベントリに反映する算定方法の検討・承認
2～3 月	2020 年提出インベントリ（確報値）の作成	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2020 年提出インベントリの作成（承認された算定方法等の反映、2018 年度活動量の反映、排出・吸収量の算定、国家インベントリ報告書（NIR）の作成等） ✓ 品質保証/品質管理（QA/QC）の実施
4 月	2020 年提出インベントリ（確報値）の提出	<ul style="list-style-type: none"> ✓ UNFCCC への 2020 年提出インベントリの提出（提出期限：4/15）

(参考)

5. 我が国の 2030 年排出削減目標（自国が決定する貢献（NDC²））

- 気候変動に対処するための 2020 年以降の国際枠組みについては、COP の下に設けられた「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会（ADP）」での交渉を経て、2015 年 12 月に開催された COP21（フランス・パリ）において採択された「パリ協定（Paris Agreement）」において規定された。
- 2020 年以降の将来枠組みにおける各国の削減目標については、COP19 の決定により、各国が自主的に 2020 年以降の温室効果ガス削減目標を含む約束草案（INDC³）を策定し、COP21 に十分に先立って条約事務局に提出することが各国に求められていた。我が国では、2015 年（平成 27 年）7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部が開催され、我が国の 2030 年排出削減目標を含む「日本の約束草案」が決定された。なお、本約束草案は、国連気候変動枠組条約に同日提出されている
- 上記約束草案（INDC）は、パリ協定の発効にあたり、「自国が決定する貢献（NDC）」と呼ばれている。我が国の NDC の概要は次のとおり。

2030 年排出削減目標		✓ 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減（2005 年度比 25.4%減）
2030 年排出削減目標の明確性・透明性・理解促進のための情報（一部抜粋）	基準年	✓ 2013 年度比を中心に説明を行うが、2013 年度と 2005 年度の両方を登録。
	目標年度	✓ 2030 年度（実施期間：2021 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日）
	対象範囲	✓ 全ての分野（エネルギー（燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留）、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）並びに廃棄物）
	対象ガス	✓ CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, HFCs, PFCs, SF ₆ 及び NF ₃
	カバー率	✓ 100%
	前提条件、方法論	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 算定方法は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が策定し、COP により採択された温室効果ガス排出・吸収量算定のためのガイドラインに準拠。 ✓ 温室効果ガス総排出量（二酸化炭素等量）を求める際の係数は、IPCC 第 4 次評価報告書に示された地球温暖化係数（100 年値）を使用。 ✓ 森林等の吸収源活動による吸収量は、引き続き京都議定書と同様の計上方法により算定。 ✓ 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）については、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウント。 ✓ 算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉により変更の可能性あり。

² Nationally Determined Contributions

³ Intended Nationally Determined Contributions

6. パリ協定下の透明性枠組み（Transparency Framework）について

- パリ協定第 13 条において強化された透明性枠組みの設立が決定され、2018 年 12 月に開催された COP24（ポーランド・カトヴィツェ）において、当該枠組みを実施するためのモダリティ・手順・ガイドライン（Modalities, Procedures and Guidelines : MPGs）が採択された（Decision 18/CMA.1）。
- 本 MPGs は、現行の気候変動枠組条約下の報告・審査制度のように先進国・途上国に二分化されたものではなく、全てのパリ協定締約国に一律に適用されるものとなった（ただし、途上国の能力に応じた柔軟性あり）。先進国だけではなく、途上国を含めた全ての国に対し、一定の精度を有する温室効果ガス排出・吸収量やパリ協定下で各国が NDC の達成に向けた進捗状況等の報告が求められることとなる。
- パリ協定下の透明性制度においては、下記等の情報を含む隔年透明性報告書（Biennial Transparency Report: BTR）を、2 年おきに提出する必要がある。なお、初回の BTR の提出期限は、遅くとも 2024 年 12 月 31 日までと設定されている。
 - ✓ 温室効果ガス排出・吸収量に関する国家インベントリ報告書
 - ✓ パリ協定第 4 条の下での NDC の実施・達成に向けた進捗状況
 - ✓ 資金・技術移転・能力開発支援の提供（先進国および支援を提供したその他の国のみ）
 - ✓ 資金・技術移転・能力開発支援の受領およびニーズ（途上国のみ）
- 条約の下で先進国に課されている毎年の温室効果ガスインベントリ報告の義務はそのまま維持されるが、準拠する報告ガイドラインは、現行のインベントリ報告ガイドライン（Decision 24/CP.19）ではなく、パリ協定下の MPGs を用いる必要がある（すなわち、条約下の報告と、パリ協定下の報告は同一となる）。なお、上記の①国家インベントリ報告書は、独立した報告書でも、BTR の一部として報告しても良いこととなった。
- 提出された国家インベントリ報告書は、パリ協定下の技術専門家審査（Technical Expert Review: TER）に供され、MPGs で定められた報告要件との整合性等をレビューされることとなる。

7. 2006 年 IPCC ガイドラインの 2019 年改良版について

- 気候変動枠組条約の下で附属書 I 国が温室効果ガスインベントリを作成する際に使用する算定方法のガイドラインは、2006 年に作成された 2006 年 IPCC ガイドラインであるが、作成から既に 10 年以上が経過しているため、2006 年以降の科学的・技術的進展を考慮に入れた Refinement（改良版）を作成することとなった⁴。
- 本改良版は、2017 年より作成が開始され、2019 年 5 月に京都で開催された IPCC 第 49 回総会において、採択・承認された。
- この 2019 年改良版は、今後のパリ協定締約国会合（CMA）において 2019 年改良版が合意された場合に、インベントリへの適用が義務化されることとなっている。

⁴ なお、2019 年改良版は、2006 年 IPCC ガイドラインを置き換えるものではなく、2006 年 IPCC ガイドラインと一緒に使用するものとされている。